

# 神野委員長記者会見

平成18年5月8日

神野委員長

委員長を仰せつかっております東京大学の神野でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に既に皆様お持ちではないかと思いますが、本日「豊かな自治と新しい国のかたちを求めて」というタイトルをつけました、私どもの委員会の中間報告を微調整、私の責任において修正するという了解を得た上で、基本的な合意を得ることができました。

内容について、詳しいお話は既に皆様方、私どもの議論を聞いていただいたりしているかと思しますので、その説明は省かせていただきますが、ごく私なりの言葉で今回のこの中間報告の背後理念といいますか、背景にある考え方だけを述べさせていただければ、議論を聞いていただいても委員の皆様方の頭の中で想定していた問題というのは、単にいわゆる三位一体改革のやり残した課題をやるというのではなくて、大きな意味で1995年に地方分権推進法ができてから、三位一体改革までの分権改革の歩みを第1期と言うと、そういうこの大きなステップとしての第1期に対する次の第2期の分権の課題と進め方を考え、その上で税財源の問題を検討して、来る今年度の骨太方針に地方六団体の方から、物を言っていくときの参考にしようという意図では一致していたのではないかというふうに思います。

そういう視点から言えば、これまでの分権改革が団体自治ということに重点を置いていたのに対して、もう一步踏み込んで、住民自治ということ想定しながら考えていこうとしているということと、それからこれまでのように、単に関与や介入を縮小、廃止していくということではなくて、地方団体が新しい仕事を担っていく、役割分担というふうに言っていますが、そういうことを考慮に入れた上での分権を考えているということだろうと思います。

中身を見ていただいても、そういう視点から、民主主義といいますか、国民が主役になる社会をつくるのだという姿勢で貫かれていると。表題も大変苦勞をしてつくっていただいたというか、小委員会の方でワーキンググループみたいなものをつくって考えてもらったのですが、お手元に行っているように、「豊かな自治と新しい国のかたちを求めて」ということにしておりますが、～「このまちに住んでよかった」と思えるように～というサブタイトルがついているように、豊かな自治と新しい国の形を求めて、結局その結果としてこのまちに住んでよかったと思えるようになるという

趣旨です。広く言えば、このまちに、あるいはこの国に住んでよかったというふうに思えるようにする。それには、豊かな自治や新しい国の形を変えていかなければならないという視点から、この中間報告はでき上がっているということだろうと思います。

国民が主役だということで、グラスルーツで下から上に上げていくという姿勢で貫かれている。具体的に7つの提言というか、その前の5つの視点を入れていますが、ごらんいただければわかりますように、いずれも国民が身近なところで生活のことを決められるように、3番目には自分たちのまちのことは自分たちで決める。それから、自分たちの近いところに力を集めるが4番目ですね。最後は5番目に、内政の政策立案に地方が参画してさらなる分権改革を断行すると。その結果として、暮らしの安全、安心をつくるということは、生活を重視するような政策を出していけることができるし、一極集中でなくなって、多様な地域をよみがえらせることができるという、そういう5つの視点になっているということですね。

提案は7つの提案にしておりますが、最初と最後が進め方のような手続の問題を提言していて、真ん中にサンドイッチのように挟まれている中身のところが5つ具体的な税財源に対する提案事項となっている。最初のところは、地方行政財政会議の設置ということで、地方自治体が国と地方の財政関係や何かについて、参加できるような仕組みを、最後のところは分権を推進していくような新しい地方分権推進法を制定して進める。そして、中の5つが税、それから交付税というか、財政調整制度、それから補助金、そして問題になっている財政再建の問題と財政の赤字の問題が5、6というふうに並べられているという内容でございます。

以上が私の方からお話しする考え方とざっとした内容でございますが、きょうの委員会ではほぼこの中間報告を同意いただいたわけですが、若干の修正を私の方で任されております。議論に従って細かい点を直していきたいというふうに考えておりますが、大きなところというわけじゃないですが、この委員会としてこの中間報告でしぼんでしまうわけではなくて、税財源の問題を含めて、最終報告に向けて分権型社会のビジョンを明確に描いていくんだという姿勢を示すという意見が強く出たものですので、それを最後につけ加えるというのが今のところ考えている大きな修正点です。あと細かな点では、きょう出た議論を踏まえて、若干の修正をして、11日に私の方から六団体の方に手渡しをしたいというふうに考えており

ます。

以上でございます。

今後、委員会として私が考えているのは、大きな議論をやりながら、分権型社会の最終報告をまとめていきたいというふうに考えておりますので、12月に最終報告を出しますが、当面フリーに、今考えているのは少し小委員会です。いろいろな議論をしながらやっているんですが、その場でもって委員の方々に自由なビジョンを語ってもらうような機会を多くして、それを踏まえた上で、秋口からそのまとめに入ろうかなというふうに考えております。

以上でございます。

司会

それでは、質疑がありましたらどうぞ。

ご質問のある方は社名とお名前をお告げになってから、ご質問をお願いしたいと思います。

ご発言の際にはマイクが行きますので、マイクが行きましたら。

記者

地方共有税制度の創設についてなんですけれども、ここに書かれているとおりだとは思いますが、神野先生が地方共有税の創設ということで、今回のこの中間報告で訴えたかったこと、何か象徴している点というのがあろうかと思うんですけれども、先日、日経さんの方にも論文を載せられていましたけれども、その点を改めてご自身の言葉で語っていただけますでしょうか。

神野委員長

先ほども言いましたように、グラスルーツで国の形を変えていくという立場からすれば、国というのは地方自治体があって、地方自治体が補完性の原理で市町村がまとまって、道府県は道府県がまとまって国をと、こういうのが原則ですので、この共有税というのはもともと地方税、地方自治体がみずからの財布をコントロールしていくわけだけでも、それがお互いに手を携えながら調整していくという仕組みをつくると。簡単に言ってしまうと、ここの報告書にもしばしば出てくるかもしれませんが、自立していくがゆえに連帯していくという言葉がありますが、それぞれの地方自治体が自立していくと同時に、結びつきながら一つの国をつくっていく。そういう背後理念に基づいて、共有税を創設するということを考えてとい

うことですね。

それで、財政学の用語から言うと、地方税の課税形態として、地方税の税金の種類として、独立税という国の税金と全く別な税金をつくるというやり方と付加税、国の税金にタックス・オンする、上乘せをするというやり方と、共通税と言って国も地方も共通でやるというやり方と3つあるわけですが、そこで共通税という概念が使われているわけですね。

それから、もう一つ共通税の中に共同税という言葉もあって、この共同税というのはドイツなどで行われているように、課税権を国も地方も持っている。したがって、連邦参事院のように、そこには地方の代表が集まっているので、連邦参事院で決めれば各地方団体が合意したんだという、つまり課税権を国も地方も持っているという意味で共同税という言葉もあるんですね。

今回はこの税金というのは、これまでしばしば説明されてきたように、地方固有の財源だとか、それから間接課徴形態、間接的に課徴するような地方税だというふうに言われてきたんですけども、それを言葉で単に言っているのではなくて、実態化する意味で共有税というのをつくっていく。その共有税をつくる限りは、特別会計に直入してしまうということと、その配分の仕方や額を決めることについて、地方の意思を組み入れていくという、下から上への意思決定の仕組みをつくっていくということとあわせながら、この仕組みをつくっているということがこの共有税の精神だというふうに思います。

記者

今の地方財政改革で経済財政諮問会議が主導しているかと思うんですけども、議論の推移をどう見ているのか。

その前段として自民党の歳出改革PTが5月中に地方財政改革も含めた削減議論の取りまとめをしたいと思います。その議論をどう見ているか。

あともう1点、竹中大臣の21世紀ビジョン懇、先日中間取りまとめをしましたが、その中身の評価をそれぞれ伺いたいんですが。

神野委員長

この委員会として特に意識しているわけではありませんけれども、中を読んでいただければわかりますけれども、ここの委員会の考え方から言えば、国の財政再建とか国を通じる地方財政再建をするためだけに、地方財政の改革とか、そういったことが行われるべきではないという考え方にな

っているというふうに言っていいたらと思います。だからこそ、つまり国民の生活にとって地方財政はどうあるべきか、あるいは国と地方の財政関係はどうあるべきかという視点で貫いているということが大きな違いになっているのではないかと思います。単純に何年後に財政収支がどうなるかということを示すのではなくて、何年後に国民の生活はどうなっているのか、私たちの考え方では少なくとも国民がこのまちで暮らせばいいと、ハッピーになっているということを考えているということですね。

21世紀ビジョン懇談会でこの間も意見交換をいたしました。自由と責任とか、大きな流れそのものについては、考え方その他は同じくするところがなきにしもあらずだと思っただけですが、私どもと一番違う点は何かというところ、10年後のあるべき姿をまず描いているということになっているのですが、どこが10年後なのかというのはちょっと判然としないところがあって、10年後の姿と10年後にいくまでの手順と2つあると思っただけですが、どこまでが10年後にいくまでのステップで、10年後にこういう姿になったときにこうするんだというステップとが判然としないので、もしもそこが我々と違うということであれば、我々はもう既に10年後まで待っている余裕はないと思っていますので、これまで手がけて、これまで着実に歩んできた分権の道を力強く一つ一つ進めていくしかない。10年後にどうするという話ではなく、既に進めて歩みを始めていく問題だというふうに理解しているということでしょうかね、抽象的に言うと。

あと個々の問題から言うと、私どもは私どもなりに一つのビジョンを出したと思っただけですが、必ずしも21世紀ビジョン懇談会で言っている、それぞれの項目を集めてどういう地域社会ができていくのかというのがいま一つ私には理解できない点があります。私どもと21世紀ビジョン懇談会との強いて差を私が指摘するとすれば、先ほど言いましたように、私どもの方はグラスルーツの民主主義を意識している。私たちの社会というのは、市場経済と民主主義と2つの要素から成り立っていると思っただけですが、政府がやらなければならないことは、市場の活性化と同時に民主主義の活性化なんですね。民主主義の活性化について、私たちは分権を進めようとしているのですが、そうした視点、つまり民主主義をいかに活性化させるかという視点は弱いのではないかと。つまり市場の論理というのは自由と責任が要求されますし、競争し、負ければ出ていってください。それから、市場に参加するか、参加しないのかも市場では決まっちゃうわけですが、そ

ういう考え方なのではないかと思えます。

私どもの場合には、市場と同時に民主主義を意識せざるを得なかった。今、フランスで言われている言葉で市場経済には「ウィ」、「イエス」ですね。それから、市場社会には「ノン」、つまり市場の原理を経済に導入するということはいいいけれども、社会や政府の領域に市場経済を導入するというのは「ノー」と言うんだ。こういう言葉が今、フランスではやっていますけれども、強いて我々が違いを言うとするれば、社会や政府に市場の原理でもって締めつけるというのは、いかななものかという点が違うかもしれないというふうに思います。

記者

ちょっと繰り返しになってしまうかもしれないんですが、地方共有税に地方の団体が参画するというところが若干わかりにくいんですけども、それはどういう決定に参画するのか。どういう場で、国との役割分担であるとか、あるいは今までも地方の主張というのはあると思うんですが、なかなか通りにくいという現実があったと思うんですけども、どれぐらい実現可能性というものがあるのかどうかということを含めてお願いします。

神野委員長

共有税の税率と申しますか、今で言うと交付税の交付税額になりますけれども、その決定を含めて、新たに提案している地方行財政会議の方で決めるということになっているわけですね。この枠組みは、3年ないしは5年で定期的に決めることになっている。交付税は交付税だけで動くわけではなくて、仕事が義務づけられているとか、どういう補助金が出ているのかということによって、総額その他、全部変わってきますので、そうしたことを含めて全部、ここでもって国と地方が協議する。決めるのは国会で国民が最終的に決めますが、国会で決めるに当たって、そこで議論して、その上で決めていくということになりますので、少なくともそのプランをつくる段階で参画できるということですね。

ただ、これは大枠ですから、つまり非常に重要な事項、3年ないしは5年で枠組みを決めること、その間にも、こういう補助金をつくるとか何とかということなども俎上にのっかってきますけれども、枠組みを決めることは、この会議で決めますけれども、日常的なというのは変ですが、毎年度の細かなと申しますか、経常的に行われていることについても、現在の地方財政審議会を強化して、そこに地方の参画の意思を入れるという

ことを2つ考えているということですね。お手元の12、13ページで書いているところです。

それでよろしいですか。

記者

きょうの会合でも、何人かの委員の方から意見が出たんですが、地方側が何をやるんだというところが不足しているのではないかという話があったんですが、この点について最終報告で盛り込むことになるのかということと、盛り込むということになるとすると、例えばどういったことが想定として挙げられるのか、地方は何をやるのかというところは、具体的に言うとうどういうことが考えられるのかというのもお願いします。

神野委員長

今回の報告でも繰り返し、これまでと違って、地方自治体の権限が強化されていけば、権限をよこせと言ったからには、当然、裏打ちや責任がふえるわけですね。それぞれの項目について、責任がふえるということを書いているわけですが、また最後に「おわりに」のところで、あえて地方自治体も決意してやるようにということを書いております。今後、どのような議論をこれについてしていくのかというのは、今のところ、少しシナリオはありませんけれども、私の考えでは、先ほども言いましたように、第二期の地方分権の焦点は住民自治なんですね。だから、先ほど最初に申しました国民が主役、つまり、住民が地方自治体をコントロールすることが重要なので、中に住民の監視とコントロールが一番重要なんだということを、地方自治体の破綻とか何かについても繰り返し述べているところなんですね。だから、税財政の問題についてのみ、ここでは触れておりますけれども、一番のポイントというのは、住民が自分たちの最も身近な地方自治体を、住民が参加するというよりも、住民自身が支配しているということをするためにどういう仕組みをつくるのかというのが、一番のポイントだと思うんですね。それが国の段階にまで上がっていくという仕組みを構想していくというのが筋ではないかと思えます。

ただ、これについては、これからの委員の方々の議論がそれぞれあると思いますので、私の完全に個人的なストーリーになりますが、私はそういう意味では、ヨーロッパの言葉で言うと、アソシエイティブ・デモクラシーといいますが、参加民主主義ですね。それが一番ポイントではないかというふうに思っています。



つまり、団体自治が確立されれば、住民の自治というのはおのずと出てくるので、その住民の自治をどうやって開化させていくのかということが最も重要なポイントではないかと思います。これまでだと、団体自治がないわけですから、住民が参加してもというか、住民が自分たちでコントロールしようと思っても、国が、つまり中央政府がコントロールしてしまっているために、参加しても意味がないわけですよ。そこを、今度は自由になった暁に、地方自治体の方としてどうやるかということ、それは住民がいかに参加し、住民のコントロールがきくようなシステムをつくっていくのかということが、最も重要な視点ではないかと思います。それが、この表題に書きました「豊かな自治」ということにもなりますし、そういう「豊かな自治」に裏づけられているのが新しい国の形になり、その結果として、「このまちに住んでよかった」あるいは「この国に住んでよかった」と思えるようになるのではないかというふうに思いますが。

ちょっと抽象的で申しわけありません。

記者

仕送り先で鰻重を食べているとか、いろいろ言われていますけれども、地方財政の運営の実態をどういうふうに見ているのか、放漫経営なのかどうか。

神野委員長

すみません、仕送り先で鰻重というのを、もうちょっと解説していただけませんか。学問的な用語ではないですよ。

記者

与謝野大臣の言われ方もありましたよね。要は、地方財政が・・・。

神野委員長

ちょっと疎いもので、申しわけない。解説していただけると。どういう意味ですか。

記者

与謝野大臣が、国からの地方交付税、いわゆる仕送りを受けている地方では鰻重を食っている、要はぜいたくなものを食っていると、そういう揶揄したような発言を、以前されたんですが。

神野委員長

そうですか。仕送りで鰻重を食べているということであれば、それは鰻重を食べることがけしからぬということなんですか。

記者

要は、放漫な経営をしているという揶揄だったと思うんですが、地方は、  
神野委員長

だけど、重要なのは、地方自治体、地域に住んでいる住民の生活が豊か  
になることですよね。

記者

要は、伺いたいのは、地方財政の運営の仕方として、実際、放漫なところ  
はあるのか、その辺、どういうふうに地方財政の運営を見ているのか、  
国との比較を交えてちょっと見解を伺いたいんですけども。

神野委員長

私の見解では、先ほどの例でいけば、仕送りをされていけば、その仕送  
りの範囲内で、仕送りがあるから必要もないものを買ってしまったという  
ようなことがあり得るのであれば、人間も仕送りで生きている限りはそう  
いうことをやるので、仕送りではないお金で、つまり、みずから額に汗し  
て得た生活の糧でもって生活をさせてやるということが一番重要だと思い  
ます。ここで強調しているのもそういうことであって、地方税というみず  
からの地域社会から取っている税を、まずみずからの地域社会のところで  
納めて、そしてそれを何に使うのかということのみずから決定できるよう  
にする。そうすれば、こういう公共サービスに使われるんだったら税金は  
少ない方がいいとか、あるいは、もっと税金をふやしてくれて、こういう  
サービスをしてもらいたいとかということが出てくるので、その決定がき  
ちっとされている限りは、無駄も何もないということだろうと思います。

つまり、無駄か、無駄じゃないかということは地域住民が決めることで、  
その地域住民がみずからの生活に必要な不可欠な共同事業であるか否かとい  
うことを決めるということが重要だと思います。

現状で、もしもそういう無駄が働いているということがあるとすれば、  
私の理解では、一番大きな無駄というのは全国一律に同じ公共サービスを  
提供するから、あるいは全国一律で同じ公共サービスを提供しなければな  
らないというふうに決められているので無駄が生じている。そこを削るべ  
きだというふうに思っています。

無駄か、無駄じゃないかということは、身近で決定できれば監視は行き  
届きますから、遠い政府で行われるよりも、無駄は少なくなるはずだとい  
うふうに思います。

よろしいですか。

司会

ほかにございますか。　それでは、特にほかに質問もございませんようですので、本日の記者会見を終了します。

神野委員長

どうもありがとうございました。

- 以 上 -